



家庭用ガス温水床暖房契約

【ひだまりⅡ】

(選 択 約 款)

(2019年10月1日実施)

大多喜ガス株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 延滞利息	2
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更又は解約	3
11. 設置確認	3
12. 精算	3
付 則	3

(別 表) 適用する料金表

1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この約款に記載のない事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用ガス温水床暖房」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、4(1)①の専用住宅又は4(1)②の併用住宅の居住部分にて、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室の床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。なお、温風暖房は含まれません。
- (2) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいい、「冬期以外」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月間をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 床暖房を以下のいずれかの条件で使用されること。
 - ① 専用住宅で使用する。
 - ② 併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。
- (2) 一需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申込書の当社到達後、当社が申し込みを承諾した時に契約が成立いたします。この場合、当社は料金の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにこの選択約款に基づき契約を開始した場合は、契約開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針を行う日までといたします。

- ② 契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合は、契約は契約期間満了日の翌日から、その満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針を行う日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款に基づいて契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款への変更をされた方が、同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般ガス供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更、又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般ガス供給約款に基づく契約への変更の場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、この選択約款に基づき契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般ガス供給約款に基づく契約への変更の場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金、又は延滞利息を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく契約の料金、又は延滞利息を、支払期限日を経過しても支払われていない場合には、一般ガス供給約款の申し込みを承諾できないことがあります。
- (8) 専用住宅において、この選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款又は一般ガス供給約款に基づく契約は締結できません。
- (9) 併用住宅において、この選択約款をご選択いただいた場合、居住部分において他の選択約款又は一般ガス供給約款に基づく契約は締結できません。なお、店舗・作業場・事務所など業務部分には、この選択約款は適用できません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 料金は、一般ガス供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)までにお支払いいただきます。
- ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が一般ガス供給約款に定める休日(以下「休日」といいます。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日目までに支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。
- 算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数

×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものとしたします。

10. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用予定に変更がある場合、又は2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約できるものとしたします。
- (2) 当社又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものとしたします。

11. 設置確認

- (1) 当社は、床暖房が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合は、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又は速やかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 床暖房を取り外した場合は、直ちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、床暖房を取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

12. 精算

すでにこの選択約款を適用のお客さまで、4に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで選択約款の家庭用ガス温水床暖房契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、2019年10月1日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧選択約款に基づき料金を算定するものとしたします。

(別 表) 適用する料金表

— 外 房 地 区 —

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 12A地区 料金表

(1) 適用区分

①冬 期

料金表A 冬期の使用量が0立方メートルから30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 冬期の使用量が30立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 冬期の使用量が60立方メートルを超える場合に適用いたします。

②冬期以外

料金表A 冬期以外の使用量が0立方メートルから30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 冬期以外の使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

①冬期の料金表

料金表A (冬期の使用量が0立方メートルから30立方メートルまでの場合に適用いたします)

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	1,023.00円
単位料金	1立方メートルにつき	115.65円

料金表B (冬期の使用量が30立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用いたします)

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	1,419.00円
単位料金	1立方メートルにつき	102.45円

料金表C (冬期の使用量が60立方メートルを超える場合に適用いたします)

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	3,069.00円
単位料金	1立方メートルにつき	74.95円

②冬期以外の料金表

料金表A (冬期以外の使用量が0立方メートルから30立方メートルまでの場合に適用いたします)

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	1,023.00円
単位料金	1立方メートルにつき	115.65円

料金表B (冬期以外の使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします)

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	2,574.00円
単位料金	1立方メートルにつき	63.95円

(別表) 適用する料金表

— 内 房 地 区 —

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 12A地区 料金表

(1) 適用区分

①冬 期

料金表A 冬期の使用量が0立方メートルから30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 冬期の使用量が30立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 冬期の使用量が60立方メートルを超える場合に適用いたします。

②冬期以外

料金表A 冬期以外の使用量が0立方メートルから30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 冬期以外の使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

①冬期の料金表

料金表A (冬期の使用量が0立方メートルから30立方メートルまでの場合に適用いたします)

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	1,034.00円
単位料金	1立方メートルにつき	121.01円

料金表B (冬期の使用量が30立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用いたします)

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	1,430.00円
単位料金	1立方メートルにつき	107.81円

料金表C (冬期の使用量が60立方メートルを超える場合に適用いたします)

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	3,379.20円
単位料金	1立方メートルにつき	75.32円

②冬期以外の料金表

料金表A (冬期以外の使用量が0立方メートルから30立方メートルまでの場合に適用いたします)

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	1,034.00円
単位料金	1立方メートルにつき	121.01円

料金表B (冬期以外の使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします)

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	2,734.60円
単位料金	1立方メートルにつき	64.32円

